

下水汚泥処理の事務を変更することにつき議決を求めるについて

【大津市と滋賀県との間における下水汚泥処理事務委託に関する規約】

1 変更の理由

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）を新たに制定することに伴い、大津市の公共下水道から発生する下水汚泥の処理を受託することについて定めた、大津市と滋賀県との間における下水汚泥処理事務委託に関する規約（以下「規約」という。）の一部を変更し、受託した下水汚泥処理事務を変更しようとするもの。

2 規約について

大津市の公共下水道から発生する下水汚泥を県の流域下水道から発生する汚泥とともに処理を行う「流域下水道汚泥処理事業」を平成 20 年から実施している。

規約は、当該事業を実施するため、地方自治法第 252 条の 14 に規定される事務の委託に関する手続を行うにあたり、同法の規定に基づき制定したもの。

3 変更概要

設置条例の制定により、琵琶湖流域下水道事業に企業会計方式が導入され、会計名と会計方式が変更となることから、必要な文言の変更を行う。

項目	現行	変更後
会計名	滋賀県流域下水道事業特別会計	滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計
会計方式	収入および支出	収益および費用

4 施行日

平成 31 年 4 月 1 日

大津市と滋賀県との間における下水汚泥処理事務委託に関する規約の新旧対照表

旧	新
第1条～第2条 省略 (経理上の措置) 第3条 乙は、委託事務の管理および執行に係る <u>収入および支出</u> については、 <u>滋賀県流域下水道事業特別会計</u> において他の下水道に係る会計と区分して 計上するものとする。	第1条～第2条 省略 (経理上の措置) 第3条 乙は、委託事務の管理および執行に係る <u>収益および費用</u> については、 <u>滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計</u> において他の下水道に係る会計と区分して 計上するものとする。
第4条～第6条 省略	第4条～第6条 省略 付 則 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

下水汚泥処理の事務を変更することにつき議決を求めるについて

【朽木村と滋賀県との間における下水汚泥処理事務委託に関する規約】

1 変更の理由

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）を新たに制定することに伴い、高島市（当時朽木村）の公共下水道から発生する下水汚泥の処理を受託することについて定めた、朽木村と滋賀県との間における下水汚泥処理事務委託に関する規約（以下「規約」という。）の一部を変更し、受託した下水汚泥処理事務を変更しようとするもの。

2 規約について

高島市（当時朽木村）の公共下水道から発生する下水汚泥を県の流域下水道から発生する汚泥とまとめて処理を行う「流域下水道汚泥処理事業」を平成 11 年から実施している。

規約は、当該事業を実施するため、地方自治法第 252 条の 14 に規定される事務の委託に関する手続を行うにあたり、同法の規定に基づき制定したもの。

3 変更概要

設置条例の制定により、琵琶湖流域下水道事業に企業会計方式が導入され、会計名と会計方式が変更となることから、必要な文言の変更を行う。

項目	現行	変更後
会計名	滋賀県流域下水道事業特別会計 の歳入歳出予算	滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計
会計方式	収入および支出	収益および費用

また、朽木村が平成 17 年に市町村合併を行い、現在は高島市となっていることから、併せて必要な文言の変更を行う。

4 施行日

平成 31 年 4 月 1 日

朽木村と滋賀県との間における下水汚泥処理事務委託に関する規約の新旧対照表

旧	新
<u>朽木村と滋賀県との間における下水汚泥処理事務委託に関する規約</u>	<u>高島市と滋賀県との間における下水汚泥処理事務委託に関する規約</u>
(委託事務の内容)	(委託事務の内容)
第1条 <u>朽木村</u> （以下「甲」という。）は、公共下水道事業から生じる汚泥の処理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理および執行を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定により滋賀県（以下「乙」という。）に委託する。	第1条 <u>高島市</u> （以下「甲」という。）は、公共下水道事業から生じる汚泥の処理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理および執行を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定により滋賀県（以下「乙」という。）に委託する。
第2条～第3条 省略	第2条～第3条 省略
第4条 乙は、委託事務の管理および執行に係る <u>収入および支出</u> を、乙の <u>滋賀県流域下水道事業特別会計の歳入歳出予算</u> において分別して計上するものとする。	第4条 乙は、委託事務の管理および執行に係る <u>収益および費用</u> を、乙の <u>滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計</u> において分別して計上するものとする。
第5条～第7条 省略	第5条～第7条 省略 付 則 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

浄化槽に係る汚泥およびし尿の処理の事務を変更することにつき
議決を求めるることについて

【高島市と滋賀県との間における浄化槽に係る汚泥およびし尿の処理事務委託
に関する規約】

1 変更の理由

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）を新たに制定することに伴い、高島市で発生する浄化槽に係る汚泥およびし尿の処理を受託することについて定めた、高島市と滋賀県との間における浄化槽に係る汚泥およびし尿の処理事務委託に関する規約（以下「規約」という。）の一部を変更し、受託した浄化槽に係る汚泥およびし尿の処理事務を変更しようとするもの。

2 規約について

高島市で発生する浄化槽に係る汚泥およびし尿を県の高島浄化センターにおいて平成 29 年 10 月から共同処理を行っている。

規約は、当該事業を実施するため、地方自治法第 252 条の 14 に規定される事務の委託に関する手続を行うにあたり、同法の規定に基づき制定したもの。

3 変更概要

設置条例の制定により、琵琶湖流域下水道事業に企業会計方式が導入され、会計名と会計方式が変更となることから、必要な文言の変更を行う。

項目	現行	変更後
会計名	滋賀県流域下水道事業特別会計	滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計
会計方式	収入および支出	収益および費用

4 施行日

平成 31 年 4 月 1 日

高島市と滋賀県との間における浄化槽に係る汚泥およびし尿の処理事務委託に関する規約の新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第2条 省略</p> <p>(経理上の措置)</p> <p>第3条 乙は、委託事務の管理および執行に係る<u>収入および支出</u>については、<u>滋賀県流域下水道事業特別会計</u>において他の下水道に係る会計と区分して計上するものとする。</p>	<p>第1条～第2条 省略</p> <p>(経理上の措置)</p> <p>第3条 乙は、委託事務の管理および執行に係る<u>収益および費用</u>については、<u>滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計</u>において他の下水道に係る会計と区分して計上するものとする。</p>
<p>第4条～第6条省略</p>	<p>第4条～第6条省略</p> <p>付 則 この規約は、平成31年4月1日から施行する。</p>